

七里地区社会福祉協議会自治会サロン事業活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会が主体的に行う地域内各自治会福祉活動を支援するため、七里地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助の内容)

第2条 地区社協は、自治会に対し、自治会が主体となり、情報交換や見守り活動の一助となることを目的とし、自治会住民が気軽に立ち寄り交流を深める場を提供する活動に対し、その活動費の一部を補助する。

(補助項目)

第3条 補助対象には、「サロン活動事業」の活動推進に要する費用のうち、下記のものとする。

- ①物品購入費
- ②開催時保険料
- ③運営にかかわる費用（会場費、湯茶代、資料代）

ただし、次に掲げる活動及び経費は補助の対象としない。

- 1 宗教活動、政治活動、営利を目的とした活動
- 2 飲酒、飲食、慰安を主たる目的とした経費

(補助限度額)

第4条 第3条に基づき、交付する補助金の補助限度額は、1回開催あたり5,000円を補助する。ただし、予算の範囲内で年2回、10,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 自治会が補助金の交付を受けようとするときには、自治会サロン活動事業補助金交付申請書（様式1）に事業計画書を添付し、地区社協（以下「会長」という。）に申請するものとする。

(実施報告)

第6条 事業が終了しだい自治会サロン事業活動実施報告書（様式2）及びその実施に係る領収書の写し、写真等を添付して地区社協に報告をしなければならない。

(補助金の交付)

第7条 会長は、前条の規定による補助金の実施報告書の提出があり、その事業内容が補助金を交付すべきものと認められるときは、自治会サロン事業活動補助金請求書（様式第3号）により補助金を交付する。

(補助金の返還)

第8条 会長は、自治会が交付を受けた補助事業について、補助目的以外に支出したことが判明したときには、補助金の全額を返還させるものとする。

(調査等)

第9条 地区社協は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは自治会に対し、経理の状況を報告させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年6月10日から施行する。